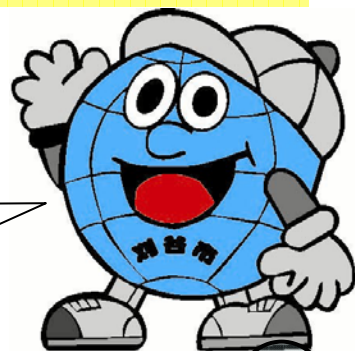


ごみ減量化にご協力を!!

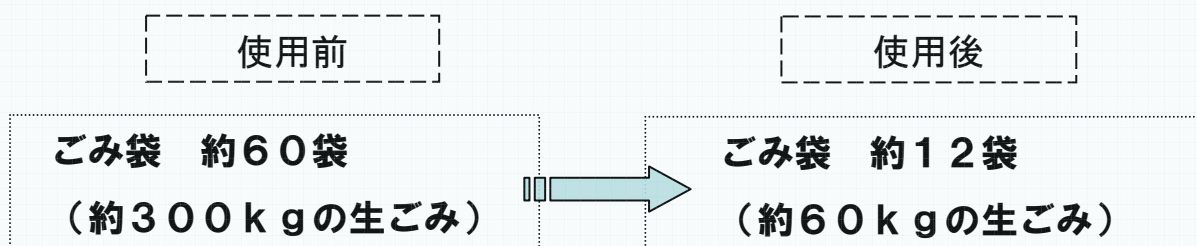
生ごみ処理機を使用すると、生ごみを堆肥化する他に
生ごみを減少することができます

刈谷市の可燃ごみは・・・

- 市民一人当たり年間324kg
- そのうち生ごみは約30%(100kg)



一般家庭(3人)が電動式生ごみ処理機(乾燥方式)を使用した場合



約48袋(約240kg)の生ごみの減少が期待できます!

生ごみ処理機を使用すると・・・

- ☆一週間に出すゴミが1袋減ります。
- ☆台所や流し台が清潔になります。
- ☆生ゴミから発生する悪臭を減少させます。
- ☆アパートやマンションのエレベーターや廊下を生ゴミの汁で汚さなくてもすみます。



生ごみ処理機器購入費補助金制度

刈谷市では、ごみ減量化対策の一環として、生ごみをたい肥化する処理機器の購入に対して、補助金を交付しています。

〔補助対象機器〕

【生ごみ処理機】

生ごみを加熱、バクテリア等で分解し、たい肥化するもの



【コンポスト容器】

容量70リットル以上で、地中のバクテリア等で分解し、生ごみをたい肥化するもの



※ 1世帯につき、それぞれ1基とし、買換えについては、前回補助を受けて購入した日から生ごみ処理機、コンポスト容器ともに、3年経過すれば、再び補助が受けられます。

〔補助対象者〕

下記の(1)、(2)に該当し、市が承認した販売指定店で機器を購入する場合。

(1) 市内に住所を有する人

(2) 市内に共同住宅を所有するもの及び、所有する予定のもの

〔補助金額〕

生ごみ処理機：販売価格(税込価格)の2分の1で、30,000円を上限とします。

コンポスト容器：販売価格(税込価格)の2分の1で、5,000円を上限とします。

〔購入までの手続き〕

市内の生ごみ処理機器販売指定店において、補助金の申請用紙が用意されています。認印をご持参の上、下記の書類を記入していただきますと、補助金額を差し引いた価格で購入することができます。

① 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書

② 委任状(市への補助金の請求を販売指定店に委任)

※ 販売指定店が分からない場合は環境課へお尋ねください。

(連絡先 経済環境部環境課環境政策担当 直通電話0566-62-1017)